

通達甲(地・総・活)第1号

平成13年3月29日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

駐在所夫人災害補償制度実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、駐在所夫人災害補償制度実施要綱を制定し、平成13年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

駐在所勤務員の夫人は、日常生活を通じて警察業務を補助していることから、各種取扱い時に事故や災害により被害を被る可能性があり、当該被害の補償のため、駐在所夫人災害補償制度実施要綱を制定したものである。

別添

## 駐在所夫人災害補償制度実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、駐在所勤務員の夫人(夫人が警察官である場合を除く。以下「駐在所夫人」という。)に対する災害補償制度について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 補償の対象者

補償の対象者(以下「被補償者」という。)は、原則として駐在所夫人とする。

### 第3 補償対象災害

補償の対象となる災害(以下「補償対象災害」という。)は、被補償者が駐在所勤務員の活動を補助する際に受けた負傷等で、地域部長が認定した事案とする。

### 第4 災害発生報告

- 1 駐在所勤務員は、補償対象災害に該当すると思われる事案が発生した場合は、直ちに、警察署長(以下「署長」という。)に報告するものとする。
- 2 署長は、前1の報告を受けた場合又は補償対象災害と思われる事案を認知した場合は、事案の内容を調査し、別記様式「駐在所夫人災害発生報告書」により、地域部長(地域総務課地域活動係経由。以下地域部長に報告又は提出する場合において同じ。)及び方面本部長(地域担当管理官経由)に報告するものとする。

### 第5 審査及び災害認定

- 1 地域部長は、当該災害が補償対象災害に該当するかを審査するものとする。この場合、審査のために必要があるときは、当該署長、駐在所勤務員、駐在所夫人等に対し、必要な書類の提出を求めるものとする。
- 2 地域部長は、当該災害を補償対象災害と認定したときは、署長を通じて被補償者、駐在所勤務員等(以下「被補償者等」という。)に通知するものとする。

### 第6 補償の金額及び保険の内容

補償の金額及び保険の内容については、別途通知する。

### 第7 保険金請求の手続

災害認定の通知を受けた被補償者等は、保険金の請求に必要な書類を、署長を通じて地域部長に提出するものとする。

### 第8 被補償者の変更報告

署長は、被補償者に変更が生じた場合は、直ちに地域部長に報告するものとする。

別記様式

報告( )第 号

年 月 日

地 域 部 長 殿(地 . 総 . 活)

第 方面 本部長 殿(地 域)

警察署長

駐 在 所 夫 人 災 害 発 生 報 告 書

駐在所勤務員	駐在所		階級	氏名	
被 補 償 者	氏名	生年月日	年	月	日( 歳)
発 生 日 時					
発 生 場 所					
発 生 状 況					
加療の程度	入 院	日 間(見込)	通 院	日 間(見込)	
	後遺障害			手 術	有 ・ 無
備 考					

(用紙 日本工業規格 A 4)